

# 監査結果に基づく措置通知

令和2年度財政援助団体等監査  
(令和6年度報告分)

さぬき市監査委員

監査結果（財政援助団体等監査）に基づく措置通知

指摘又は意見等

監査年度	2020（令和2）年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	さぬき市土地改良区 建設経済部農林水産課
指摘・意見等の項目	経常賦課金の在り方及び広報活動について		
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市土地改良区は、さぬき市から運営補助金として元年度は1,000万円の収入があり、2年度は860万円の歳入予算を計上している。本補助金は、全体収入の約4割を占め、現在の運営は、市からの補助金で賄われているように見受けられる。</p> <p>しかし、さぬき市土地改良区では、土地改良区の自立した組織運営を行うため、組合員から10a当たり、田は200円、畑は100円の経常賦課金と、工事に伴う特別賦課金を徴収しているところである。</p> <p>今後、補助金に頼らず土地改良区の事業を運営していくためには、収入のうち、経常賦課金の割合を高める必要がある。そのためにも、事業計画を立案する際に、経常賦課金の増額に対する数値目標の設定を検討されたい。</p> <p>一方で、経常賦課金を引き上げるには、組合員が土地改良区に対する理解を深めることは必要不可欠である。そのため、組合員から徴収された賦課金がどのようなものに使われているか周知を行うなど、広報活動の強化が望まれる。</p> <p>その方策として、広報誌発行やホームページの立ち上げによるインターネットを活用した周知方法がある。これにより、土地改良区の運営について、将来的なビジョンを明確に示し、土地改良事業を浸透させるよう努めていただきたい。</p> <p>最後に、財政援助を行っている市においては、運営状況を十分把握したうえで、適切な指導監督を行うよう併せて要望する。</p>		

## 指摘又は意見等に対する措置

措置通知日	令和6年5月10日
回答組織	さぬき市土地改良区 建設経済部農林水産課
措置内容等	<p>監査のご指摘を受け、土地改良区の適正な運営を図るため、賦課金単価の値上げ改定について区理事会で協議検討してまいりましたが、農業従事者の高齢化や農業離れが進み、農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、組合員のご理解を得ることは大変難しいとの意見が多数あり、現時点では現行の単価を維持していく結果となりました。</p> <p>その中の意見には、土地改良事業の実施について区設立以前まで受益者事業と言いながらも市が市民サービスの一環として行ってきた経緯があり、また、ため池や農業用水路などの土地改良施設は、農業地域の都市化・混住化に伴い、公共公益的な役割を果たしているため、地元水利組合等からは公的管理への移行が希望されている状況を鑑みると、区の運営費は、市からの財政援助が必要であると考えます。</p> <p>広報誌の発行については、令和3年度から実施しており、毎年6月末に発送する経常賦課金納入通知書に同封し、区の収支予算及び決算状況等を組合員にお知らせしております。</p> <p>農林水産課におきましては、運営状況を把握したうえで、適正な指導監督を行うよう努めていきます。</p>